

## 湯村温泉病院指定通所リハビリテーション事業所運営規定

### (目的)

第1条 この規定は、医療法人八香会が開設する湯村温泉病院指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

### (職員の配置及び職務内容)

第3条 事業所に次の各号に定める職員を配置する。

- (1) 管理者 1名（兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 1名以上（兼務）  
医師は、利用者に適切な医療を提供する。
- (3) 理学療法士等のセラピスト 3名以上（専従および兼務）  
理学療法士等は、通所者のリハビリテーション指導を行う。

### (営業日及び営業時間)

第4条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日  
月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
- (2) 営業時間  
サービス提供時間は原則  
① 9：00～10：30、② 9：30～11：00、③10：30～12：00、  
④13：10～14：40、⑤13：20～14：50、⑥14：40～16：10、  
⑦14：50～16：20 とする。ただし、土曜日は①③を営業時間とする（\*コロナ感染拡大の影響により一時的営業休止中）。

### (通所リハビリテーションの利用定員)

第5条 月曜日から金曜日の通所リハビリテーションの利用定員は、前条の①4名、②3名、③4名、④4名、⑤3名、⑥4名、⑦3名、1日あたり25名とする。土曜日の通所リハビリテーションの利用定員は、前条の①4名、③4名の8名とする。

### (通所リハビリテーションの内容)

第6条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画の作成および説明
- (2) 病状、障害の観察及び、バイタルサインのチェック
- (3) リハビリテーション
- (4) 生活指導および訪問指導
- (5) リハビリテーション会議

2 通所リハビリテーション提供にあたっては、事項に規定する通所リハビリテーション計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいた内容で行う。

- 3 通所リハビリテーションを提供する場合、医師及び理学療法士等及び通所リハビリテーションに従事する職員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し、利用者に説明し同意を得るものとする。
- 4 通所リハビリテーションを提供する職員は、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の利用に当たっては、利用申込者又はその家族に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第7条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

- 2 次条の通常の実施区域を越えて行う通所リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお通常実施区域を越えた地点から1キロメートルごと32円徴収する。
- 3 その他日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者またはその家族に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(実施区域)

第8条 通所リハビリテーションの通常の実施区域は、甲府市（東は善光寺周辺、南は国道52号までとする。）、甲斐市（天狗沢・境・島上条・中上条・大下条・長塚）とする。ただし管理者が特に必要があると認められた時はこれを変更することができる。

(記録の整備)

第9条 通所リハビリテーション事業に関わる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- 1 職員の指導及び指示に従う事。
- 2 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図ること。
- 3 常に身の回りの清潔、整頓、その他環境衛生に努めること。
- 4 金銭または物品によって賭け事をしないこと。
- 5 施設の整備及び備品の取り扱いには丁寧にすること。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した事業に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため湯村温泉病院リハビリテーション部内に窓口を設置し、その内容を記録し、必要な措置を講じる。

- 2 管理者は、提供した事業に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員の質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 管理者は、提供した事業に関し国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時の対応)

第12条 利用者の状態の急変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 通所リハビリテーション実施中に利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って損害賠償の手続きを行う。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成するとともに、非常災害に備え定期的に非難、救出その他の必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 管理者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する病院通所リハビリテーション事業所サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 管理者は、従業者に対して業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 管理者は、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 管理者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に挙げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 当該職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 通所リハビリテーションに携わる職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な定期健康診断などの健康管理を行うとともに、事業所に設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

- 2 通所リハビリテーションに携わる職員の質的向上を図るために事業所における業務を遂行するなかで、日常的に専門的知識と技術の取得や外部研修に参加させることにより業務体制の整備を図る。
- 3 前各号に規定する事項のほか、運営に関する重要事項は、湯村温泉病院院長と管理者の協議により定める。

附 則

この規定は、平成21年8月1日から施行する。

平成21年	12月	1日	一部改定	第4条(2)及び第5条
平成22年	4月	1日	一部改定	第4条
平成22年	7月	1日	一部改定	第5条
平成23年	7月	1日	一部改定	第4条及び第5条
平成26年	10月	16日	一部改定	第3条(3)
平成27年	4月	1日	一部改定	第6条
平成28年	4月	18日	一部改定	第4条(2)及び第6条及び第7条及び第11条
平成30年	4月	1日	一部改定	第3条(3)
平成31年	4月	6日	一部改定	第4条(2)及び第5条
令和 2年	6月	11日	一部改定	第7条及び第9条
令和 3年	4月	16日	一部改定	第3条(3)
令和 5年	4月	10日	一部改定	第3条(3)
令和 6年	4月	1日	一部改定	第3条(3)、第6条(5)、第10条、第14条及び第15条